

新たに佐賀県の重要文化財に指定されました！

小城を代表する夏祭りである「小城祇園の山挽行事」と、小城で最古級の寺院に伝わる古文書「圓通寺文書」が、それぞれ県重要無形民俗文化財と県重要文化財に指定されました。

おぎおんさん

令和8年

7月25日・26日

開催



勢揃いした上町・中町・下町区のヤマ



横町区の浮立奉納

佐賀県重要無形民俗文化財 小城祇園の山挽行事

「おぎおんさん」で親しまれる須賀神社の夏の祇園会で行われるものです。正和5(1316)年に千葉から小城へ移り住んだ千葉胤貞ちばな げんが始めたといわれます。

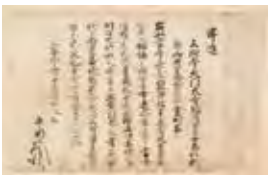
この行事は、前夜に横町の浮立奉納から始まり、当日は上町、中町、下町の三町のヤマが下町交差点から須賀神社へと巡行します。

小城藩の記録などにより歴史的背景が明確であること、旧佐賀藩領で山挽行事が現在まで継承されている例は佐賀県内では少なく、貴重であることが評価され、指定を受けました。

佐賀県重要文化財 圓通寺文書

鎌倉時代から南北朝時代を中心に書かれた古文書13点からなります。

圓通寺は、鎌倉時代に小城の領主であった千葉宗胤ちばな むねのぶからも土地の寄進を受けるなど、手厚い保護を受けています。また、朝廷から圓通寺の土地所有を認めた内容の古文書が出されています。圓通寺文書は、当時の小城周辺の様子や社会を知るうえで貴重な資料です。



▲千葉宗胤寺領寄進状

「歴テク！」

小城の歴史を
「テクテクお散歩」
を開催しました

5月17日(日)、佐賀県重要文化財に指定されたことを記念して、指定書の伝達と文化財ウォーキングを開催しました。

第1部では、南里市長から小城町山鉾保存会様、圓通寺様に指定書が手渡されました。その後、指定に携わった佐賀県文化課文化財保護・活用室の職員より、今回の指定について解説していただきました。

第2部では文化財ウォーキングを行い、20人が参加され、佐賀県の重要文化財となった2件に関連する場所を巡りました。



「これより圓通寺」と書かれた標柱の説明に聞き入る参加者の皆さん

